

## 〈海外動向紹介〉

### 金融・保険市場における動向（欧州）

#### 【EU・規制動向】

##### ○ソルベンシーⅡ 提案書が欧州議会へ提出

7月10日に欧州委員会はソルベンシーⅡ提案書を発表し、欧州議会に提出した。これは、保険契約者の保護、保険監督の近代化、市場統合の深耕、欧州保険会社の競争力強化などを目的としたもので、2012年施行を目指す。

欧州では金融の健全性等のために既にソルベンシーが導入されているが、近年の金融市場は劇的に変化のため実務と乖離している。ソルベンシーⅡでは、現行の保険リスクだけではなく、市場リスク、信用リスク、オペレーショナルリスク等全てのリスクを対象とし、洪水、嵐、大規模自動車事故などにも絶え得る資金確保を目標としている。

保険者には自らリスクを認識、評価、管理する「自己のリスクとソルベンシー評価」が要求され、一方、監督者には、コンプライアンスや資金の検査から保険者のリスク特性、リスク管理とガバナンス体制の品質を評価する方向へ「監督者のレビュー過程」が移行する。さらに、保険グループの母国にて「グループ監督者」を任命することにより、その国の監督者と密接に連絡を取りながら効率的に保険グループ全体の監督を行う。

(The Wall Street Journal 2007.7.10、EU Press Release 2007.7.10 ほか)

#### 【イギリス・規制動向】

##### ○損害保険の販売行為規制である保険業務行為原典の改正諮問書をFSAが公表

金融サービス機構（FSA）は、2007年6月29日、損害保険の販売行為規制の規則ベースから原則ベースへの変更の一環として、保険業務行為原典（Insurance: Conduct of Business sourcebook : ICOB）の改正諮問書（Consultation Paper 07/11）を発表した。

同諮問書は、損害保険の契約手続における申込者への意向確認書（Demands and Needs）の作成・交付や契約概要（Policy Summary）の配付等を規定する現行のICOBを見直し、ローン支払保証保険等（PPI）以外の損害保険契約については、詳細規則を撤廃して行為規制の原則を規定するより高度な規制基準（high-level standards）に移行させるとともに、PPIには、追加的な詳細規則を規定する等の見直しを提言する。

現行のICOBによる損害保険の契約手続に関する詳細な規則は、EUの保険仲介業務指令（2002/92/EC）の2005年1月実施に合わせて導入されたが、規則による画一的な契約者の意向確認方法等による損害保険への適合性原則の適用に対して、費用対効果等の面で様々な批判が生じ、FSAは2006年春から規制の効果検証を実施し、それらを踏まえて今回の規制改正の諮問書の公表となった。FSAは、同諮問書への意見等を9月下旬まで受け付け、それを踏まえて、2007年12月に最終規則を策定する予定としている。

(FSA プレスリリース 2007.6.29、FSA 討議書 07/11 ほか)

## 【イギリス・規制動向】

### ○FSAによる業界ガイダンスの確認制度を実施

金融サービス機構 (FSA) は、2007年9月4日、政策声明書 (Policy Statement 07/16) を発表し、FSAが業界ガイダンスを確認して公表する制度が同日から実施された。

同確認制度は、規則ベースから原則ベースへの規制変更の一環として、業界団体等が、会員企業に対してFSAの規制の内容をより分かりやすく、実施しやすいように支援し、助言を与えるものとして、業界ガイドラインを策定することを奨励するものである。

同制度では、業界ガイドラインについて、企業、その従業員およびアドバイザーがFSAの要求をどのようにすれば満たせるかについての理解を助けるために、FSA以外の者または団体によって作成された、FSAが作成するハンドブック (規定書) の規定に関する情報であると定義している。また、同制度は合わせて、業界ガイダンスのFSAによる確認手続および確認基準、確認された業界ガイダンスに記載されるべき標準的な説明文言 (強制されるものでなく、またFSAにより作成されたものでないことなど)、ならびにFSAによる確認済み業界ガイダンスのウェブサイトでの公表などを規定している。

(FSA プレスリリース 2007.9.4、FSA 政策声明書 07/06、FSA 討議書 06/05 ほか)

## 【イタリア・M&A】

### ○ゼネラリがグルパマにイタリア国内の損害保険子会社を売却

イタリア最大の保険グループであるゼネラリは8月2日に、堅調な上半期業績を発表後、フランスの大手保険グループであるグルパマに、イタリアの損害保険子会社を12.5億ユーロで売却すると発表した。売却する子会社のノバ・ティエラは、イタリア国内で、損害保険全般で1.9%、自動車保険では2.6%の市場シェアを有しており、2006年の当期利益は3,200万ユーロであった。

購入側のグルパマは、この買収により、収益力の向上と国際競争力の強化を図るとしている。保険格付会社のAMベストは、グルパマの格付は変更しないものの、今回の買収によるシナジー効果を認めている。ただし、ノバ・ティエラの純資産額を上回る今回の買収金額には疑問を投げかけている。

一方、売却側のゼネラリ側は、この売却により2.4億ユーロの株式売却益を得る見通しである。ゼネラリは、今回の売却の発表と同時に、昨年のイタリア国内5番手のトロ保険グループ買収後停止していた自社株式の購入を、今年末までに15億ユーロ実施することを発表して、市場関係者を驚かせている。

(Financial Times 2007.8.3、グルパマプレスリリース 2007.8.2 ほか)

## 金融・保険市場における動向（米国）

### 【市場動向】

#### ○カトリーナでの逆転判決

ルイジアナ州でのハリケーンカトリーナの堤防破壊による損害について、昨年 11 月の地方裁判所の判決では、保険証券での「洪水」は、純粋な自然災害に関してのみ適用され、堤防の設計、施工、保守における人為的ミスには適用されないとしていた。しかし、連邦上訴裁判所では、たとえ損害の原因が堤防にかかわる人為的ミスだとしても洪水は保険証券で明確に免責としていると判決した。また、ニューオーリンズ州においても、8 月初めの連邦上訴裁判所の判決は、保険会社のカトリーナによる洪水免責を認めている。

2005 年のハリケーンカトリーナ、リサにより多くの保険会社は、巨額の保険金を支払い、また多くの訴訟が提起されたため、沿岸地域での新規引受の停止、新規引き受け金額の制限、高額の免責金額の設定などの対策を採ってきた。

これら約款での洪水免責、保険会社の対応により、全国洪水保険プログラム（National Flood Insurance Program）や州営保険会社への付保について検討する居住者は増加しており、ルイジアナ州での州営保険会社の契約増加はこれを反映している。

（BestWeek 2007.8.6、National Underwriter P&C 2007.8.13 ほか）

#### ○米国下院委員会が 15 年のテロ・バックストップ法案を承認

今年末で終了する予定のテロ・リスクに対する連邦再保険バックストップの範囲拡大、そのプログラムの 15 年間延長の法案が米国下院金融サービス委員会で承認された。

範囲の拡大としての主なものは、団体生命保険への適用、原子力・生物的・化学的・放射線攻撃への適用、プログラムの発動する金額のレベルの引き下げなどである。

この法案は、小委員会の時点では 10 年間の延長であったが、委員会で 15 年に修正が行われたもので、これについては、長すぎるという考えもあり、ブッシュ政権もプライベート・セクターの保有額が増加していることなどを理由にあくまで暫定的で短期間であるべきだとしている。また、保険相互会社全国協会（National Association of Mutual Insurance Companies）と米国損害保険会社協会（Property Casualty Insurers Association of America）は、原子力、生物的・化学的・放射線攻撃をプログラムで義務化することに反対している。

9 月に下院本会議で最終法案が検討される予定であり、そこで 2005 年の更改時にプログラムから外れた農場所有者総合保険に対するバックストップ・カバーも復活する予定である。

（BestWeek 2007.8.6、National Underwriter P&C 2007.6.25 ほか）

## 【規制動向】

### ○オールステート社はニューヨーク保険庁の指令を受け入れることについて同意

ニューヨーク保険庁長官のエリック・ディナロ氏によれば、オールステート・インシュアランス社およびその系列会社は、ニューヨーク州保険庁が8月28日に発した指令(回状11)に応じることに同意した。

その指令では、保険会社に対して、同一保険会社から自動車保険あるいは生命保険を購入していない住宅保険の契約者に対して、これを理由に契約更新を謝絶することを中止するように命じている。

ニューヨーク州保険法では、保険会社は契約を更新しない場合には、その理由について契約者に対して説明しなければならないとされており、オールステート・インシュアランス社では、同社に自動車保険あるいは生命保険の契約がないことを理由として契約更新を謝絶していたため、この問題が指令によって正式に決着されたものである。

(Insurance Journal 2007.9.12、Dowjones Newswires2007.9.12 ほか)

## 【M&A・提携・新規参入等】

### ○ハノーヴァー保険グループによる弁護士専門職業人賠償責任保険会社の買収

マサチューセッツ州ウースターに本拠をおくハノーヴァー保険グループは、36の州で弁護士向け専門職業人賠償責任保険を販売している、プロフェッショナルズ・ダイレクト社の買収を2320万ドルで完了した。

これにより、ハノーヴァー・インシュアランス・グループ社の順位は、米国損害保険会社の上位40社に入ることになる。

(Insurance Journal 2007.9.17、Hanover Insurance News Release2007.9.17 ほか)

### ○リバティー・ミューチュアルによるオハイオ・カジュアルティグループの買収

マサチューセッツ州ボストンに拠点をおく、米国6位(2006年)の損害保険会社グループのリバティー・ミューチュアルは、オハイオ・カジュアルティグループの買収を完了した。

オハイオ・カジュアルティグループは、オハイオ・カジュアルティ保険およびその他5つの損害保険会社より構成される持株会社で、オハイオ・カジュアルティグループの参画によって、リバティー・ミューチュアルグループの独立代理店やブローカーによる販売マーケット(エージェンシーマーケット)は強化されることになった。

AMベストによれば、2006年のリバティー・ミューチュアルのエージェンシーマーケットは、正味計上保険料で59億ドル、また、オハイオ・カジュアルティは14億ドルであり、その合計額は73億ドルと米国域内において最大規模になる。

(Insurance Journal 2007.8.27、Liberty Mutual News Releases 2007.8.27 ほか)

## 金融・保険市場における動向（アジア）

### 【中国・投資政策】

#### ○投資規制の緩和

中国の保険行政の監督機関である中国保険監督管理委員会（以下、「CIRC」）は7月、保険会社に対して国内株式投資および海外投資の総資産に対する限度比率について、前者は5%から10%に、後者は5%から15%にそれぞれ引き上げると発表した。

CIRCは、国内株式投資の総資産限度比率の5%から10%への引き上げについては、実施時期を含めてその詳細を明らかにしていない。中国国内の保険会社のこれまでの投資収益は、CIRCが保険会社の高い利回りへの投資選好を警戒して、限度比率を5%に設定していたため、限られていた。

一方、海外投資の総資産限度比率の5%から15%への引き上げは、7月25日から即日実施となった。2004年以来、保険会社の中には、海外投資として海外での固定収入を図ることのできる証券を売却するなどの外国為替投資をすることを特別に許されてきたものもある。

中国の保険会社のこれまでの投資収益は、保険料を運用に回すことに規制当局が枠をはめていたため、限られたものだった。というのも、規制当局は、適切なリスク統制が整って、同国市場が成熟するまでは、保険会社に高い利回りへの資産投資を認めることを警戒していた。中国の株式市場は1日に5%も上下に振れるようなことがあり、急変しやすい市場環境となっている。

（Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.07.18 ほか）

### 【台湾・金融規制】

#### ○金融持ち株会社の基準引き上げ

台湾の金融当局者（行政院金融監督管理委員会）は、今後の新しい金融持ち株会社には、現在の金融持ち株会社に適用となっている資産と流動資産の基準について、少なくともその2倍以上を計上する必要がある、また銀行、保険、証券のうちいずれか2つを保有する必要がある、と述べている。具体的には、新たな金融持ち株会社は最低でも7,500億台湾ドル（約2兆6,300億円）の資産と600億台湾ドルの流動資産を計上することが要件になる。現存の14の金融持ち株会社に適用となっているのは、資産については3,000億台湾ドル、流動資産については200億ドルとなっている。

台湾の内閣は、今年末の時点で資産規模において世界のトップ100に入る国有の金融持ち株会社を設立する計画であることを表明していたことから、上記はその具体的事項となる。目標としては、その会社は台湾マーケットで10%以上のシェアを持つようにして、アジアでは18番目、世界では89番目のランキングになることを目指している。

（Asia Insurance Review ウェブサイト 2007.09.06）

## 【インドネシア・料率制度】

### ○自動車保険の参考純率を導入

インドネシア財務省は、自動車保険契約者の保護を目的として、自動車保険の参考純率を設定することを定める財務省令を6月29日付で発令した。

インドネシアの自動車保険市場では保険会社間の価格競争が激しく、保険会社の破綻による保険契約者の不利益を防ぐために、保険業界は当局による料率規制の実施を要望していた。インドネシア損害保険協会の会長は、この規制により価格競争に歯止めがかかるとして歓迎の意を表明し、保険会社にはこの規制を遵守するよう呼びかけている。

参考純率は、トラックとそれ以外の車両に区分して設定され、トラック以外の車両については、5段階に区分した保険金額に応じ、全損のみ担保（total loss only）と包括補償（comprehensive）の参考純率がそれぞれ設定されている。また、ブローカーや代理店への手数料率の上限は保険料の25%で、利益は妥当な金額で設定するべきとしている。

インドネシア損害保険協会は8月上旬に会合を開き、9月1日より会員会社がこの参考純率を遵守するよう決定し、この内容を保険会社宛での通知に盛り込んだ。また同協会は、9月1日より会員会社が参考純率の遵守をスタートさせることで、インドネシア財務省と合意した。

（Bisnis Indonesia 2007.7.20 他）

## 【シンガポール・自動車保険】

### ○自動車保険料が上昇の見込み

シンガポールの自動車保険市場の2007年上期の収入保険料は、対前年同期比で8.5%上昇し、3億9,190万シンガポールドル（約298億円）となった。しかし、損益でみると第1、第2四半期連続で赤字となり、2007年上期の赤字は4,200万シンガポールドルに達した。

保険会社は、10年以上前から自動車保険の赤字に悩まされてきており、2002年には過去最悪の1億2,000万シンガポールドルの赤字となった。これを受けて、保険会社は保険料の値上げを実施し、消費者に値上げを受け入れやすくするために、併せて新たな補償の提供も行った。効果はすぐに表れ、2004年および2005年には、保険会社は黒字を計上した。しかし、成績が改善するに伴い、一度は業績悪化のために自動車保険から撤退した保険会社が再度参入するなど、価格競争が激しくなり、2006年には再度赤字へと転落した。

シンガポール損害保険協会の会長は、「事故頻度および支払単価が共に上昇しており、以前から警告しているように、保険会社は保険料を引き上げる必要があり、そうすることにより問題は回避できる。」とコメントしている。アナリストによると、保険会社は5%から10%の保険料の引き上げを行わざるを得ない状況となっている。

（Business Times Singapore 2007.6.20、Straits Times 2007.8.7）